

# 令和元年度 大田市社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

## 1.実施時期

令和元年9月から11月まで実施

## 2.一般指導監査(実地監査)

法人数	実施数	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
14	7	5	71.4%	13

## 3.特別監査 実施なし

## 4.指導監査の実施体制

介護保険課指導監査係が実施

## 5.指導監査における留意事項(実施方針)

令和元年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- (1)関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業経営の確保
- (2)社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

## 6.指導監査結果の概要

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導等により改善の徹底を図った。

## 7.主な指摘事項

- ・評議員会を招集するために必要な理事会の決議が行われていない。
- ・監事の選任に関する議案を提出するための監事の同意が、議事録等で確認できなかった。
- ・理事会に計算書類の附属明細書を提出していないため、承認を受けていない。
- ・新役員を招集した理事会の招集通知が、選任される前に行われており有効なものでなかった。
- ・理事会の議事録署名が、定款の規定による署名人のうち、1名の署名が行われていない。
- ・計算書類等に不備があった。

(資金収支計算書の誤記載、注記の誤記載、附属明細書の未作成・誤記載等)